

議案第 6 1 号

山陽小野田市急患診療所条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市急患診療所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 5 月 1 3 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市急患診療所条例の一部を改正する条例
山陽小野田市急患診療所条例（平成 2 1 年山陽小野田市条例第 3 0 号）の一
部を次のように改正する。

第 5 条に次の 1 項を加える。

- 3 前 2 項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めた場合は、急患診療所の全部又は一部を臨時に休診することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第61号参考資料

山陽小野田市急患診療所条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(診療日及び診療時間)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認め</u> <u>めた場合は、急患診療所の全部又は一部を臨時に休診する</u> <u>ことができる。</u></p>	<p>(診療日及び診療時間)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p>